議案第68号

財産の取得について（三朝温泉入浴等施設整備用地）

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年９月４日

三朝町長　松　浦　弘　幸

１　財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東伯郡三朝町大字山田字馬場211番ほか９筆	6339.63平方メートル

２　契約の相手方　　三朝町個人ほか７名
３　取得予定価格　　18,480,960円
４　取得の目的　　三朝温泉入浴等施設の整備を行うため